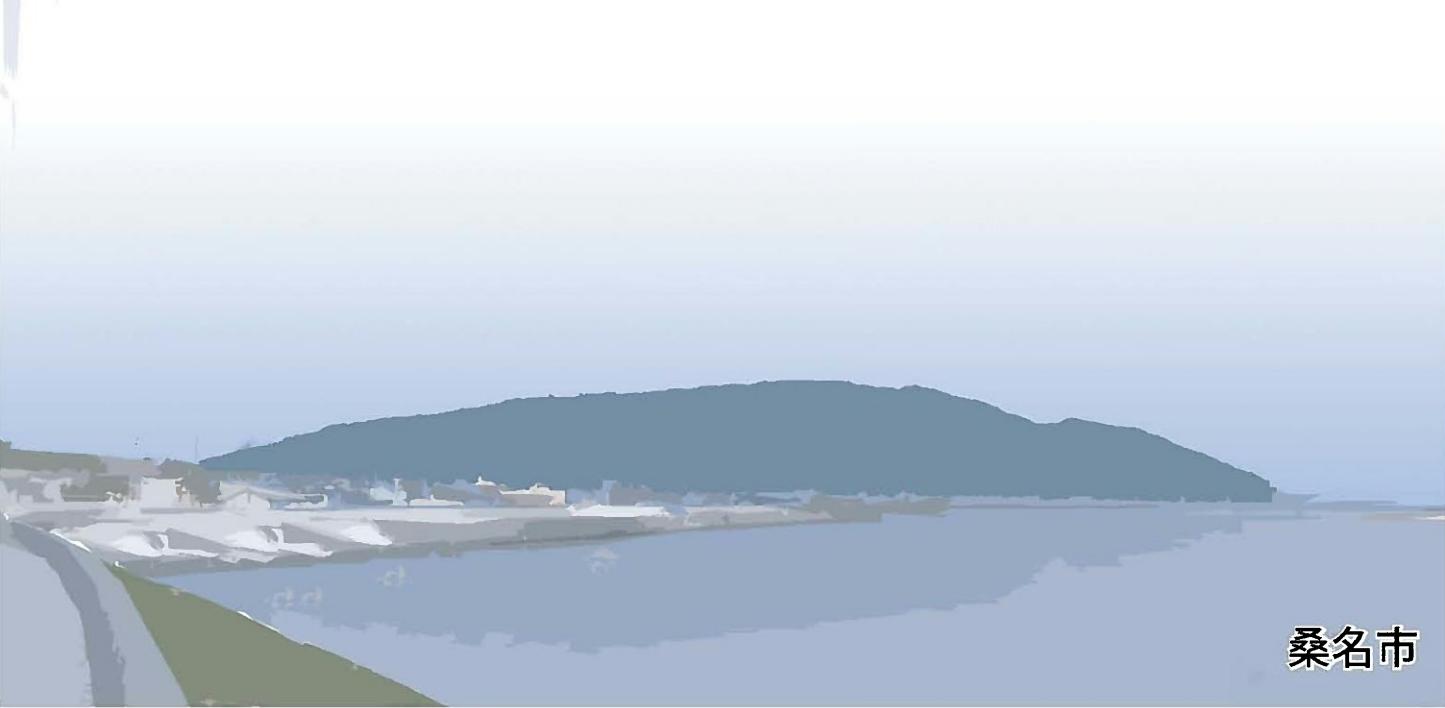




桑名市景観計画



桑名市

目 次

はじめに

P 1

第1章 景観計画区域

P 5

1. 景観計画区域
2. 景観計画区域の地区区分
3. 眺望保全区域

第2章 良好的な景観の形成に関する方針

P 9

1. 基本理念
2. 景観形成の基本方針
3. 良好的な景観の形成に関する方針

第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

P 31

1. 行為の届出
2. 景観形成基準

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

P 42

1. 景観重要建造物の指定方針
2. 景観重要樹木の指定方針

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

P 43

1. 指定の方針
2. 景観重要公共施設

推進方策

P 79

桑名市景観計画策定に係る資料編

参考1

はじめに

1. 計画の目的

桑名市は、三重県の北部に位置し、揖斐川、長良川、木曽川が集まったデルタ地帯と北側に位置する養老山地などから市域を形成しています。

このため、本市域には、デルタ地帯の平野部や伊勢湾から木曽三川にわたる長い水際線、養老山地の多度山などの、平地、河川、海浜、山地から構成された様々な景観資源が多く存在するとともに、こうした条件を生かした国営木曽三川公園や天然温泉を活用した大型レジャー施設など、親しみやすく良好な景観を持つレクリエーション施設や都市リゾート施設が整備されています。

また、本市の中心市街地や周辺の集落などでは、古くから交通の要衝であることから、東海道の宿場町、城下町として栄え、また、多度大社の門前町として発展するなど、多くの人々の交流の場もありました。

このような歴史的背景から、本市には、天下の奇祭といわれる「石取祭」や六百年の歴史がある「上げ馬神事」、国の重要文化財に指定されている「六華苑」、県指定文化財の「七里の渡」周辺地区、多度大社の門前町周辺の歴史的まちなみなど、全国に誇る有形・無形の貴重な文化資産などが多数存在しています。

一方で、名古屋圏の活発な都市づくりに伴い、本市周辺では、広域幹線道路として伊勢湾岸自動車道や新名神高速道路が整備され、東海環状自動車道の事業化が進みつつあるなか、これらから派生するアクセス道路沿いの開発及び土地利用の多様化や高度利用などによる地域の景観への影響が懸念されます。

また、中心市街地である桑名駅前地区では、旧商業ビル跡地の再開発に続いて、桑名駅周辺地区の土地区画整理事業なども含めた新しい玄関口の整備の検討など、官民が協働するなかで新たな都市づくりやまちづくりが進んでいます。

先人から受け継いだこれらのかけがえのない市民共通の資産を守り、活用し、さらには、生活・文化・産業に磨きをかけ、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことは、市民・事業者・行政の大きな責務です。

そこで、本市では、桑名市総合計画（平成18年9月）に定める「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市～住み良さ日本一をめざして～」の実現に向けて、本市特有の自然景観や歴史的景観、都市景観を保全・創出するための枠組を整備するため、景観に関する総合的な法律である景観法に基づき、「桑名市景観計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

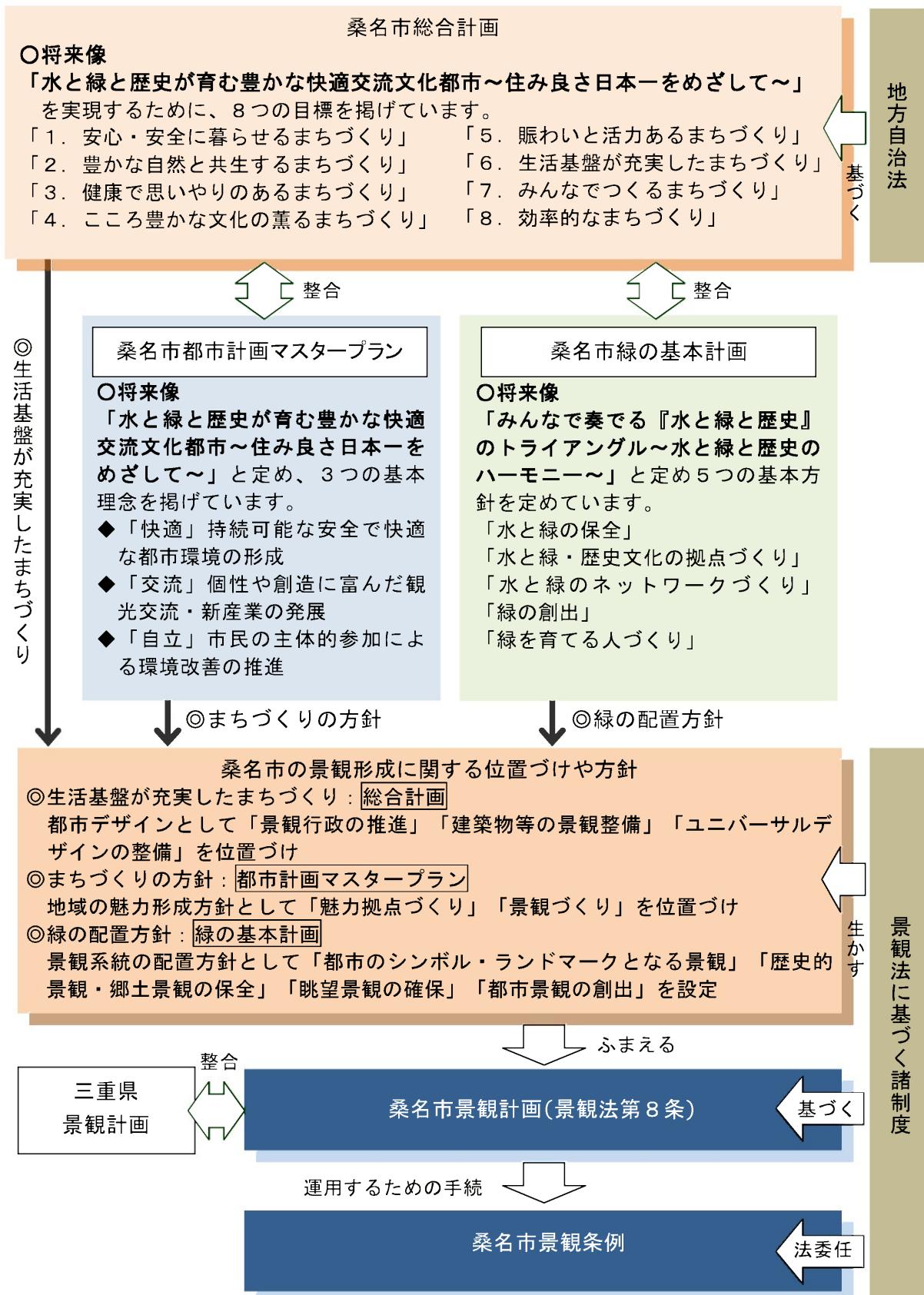
景観計画とは、都市、農山漁村、その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものです。

本計画は、桑名市総合計画に即した景観関連施策のマスタープランであり、各種の部門別計画と整合を図りつつ策定したもので、計画を運用するため、景観条例を制定・施行します。

本市における上位・関連計画の役割と景観計画との関係は次頁のとおりです。

□ 桑名市景観計画と上位・関連計画との関係

桑名市景観計画と総合計画や都市計画マスター プランなどの上位計画及び緑の基本計画や三重県景観計画などとの関係は次のとおりです。



□ 桑名市景観計画の構成

桑名市景観計画の構成は次のとおりです。

第1章 景観計画区域

【景観法第8条第2項第1号】

桑名市全域とし、9つの地区に区分します。また、重点的に良好な景観の形成を推進していく必要がある地区を重点地区とします。

第2章 良好的な景観の形成に関する方針

【景観法第8条第2項第2号】

理念と目標を実現化するため、良好な景観の形成に関する方針(保全や創出など)を、景観計画区域の地区ごとに定めます。

第3章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【景観法第8条第2項第3号】

良好な景観の形成を誘導するため、景観法第8条第2項第3号に規定される、景観形成の基準や届出を要する行為及び規模などを定めます。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第4号】

地域の景観を特徴づける建造物や樹木を維持継承するため、景観法第8条第2項第4号に規定される、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

【景観法第8条第2項第5号】

公共施設は、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるため、景観法第8条第2項第5号に規定される、景観重要公共施設の整備等に関する事項を定めます。

推進方策

桑名市における、良好な景観の形成の実現化に向けた推進方策を示します。